

3333〒100-6012

東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 12 階

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 御中

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」
に対する意見

平成 29 年 8 月 1 日付け特定複合観光施設区域整備推進本部事務局の標記意見募集に対し、
同封の意見を提出いたしますので、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

平成 29 年 8 月 29 日

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-21 高野ビル 3F

一般社団法人 日本観光・IR 事業研究機構

電話 03-3222-7960

Fax 03-3222-4798

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」
に対する一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構の意見

I 全般的意見

1. IR 実施法案の速やかな成立を希望

IR は、観光をはじめとする多くの産業分野と地域の振興、雇用の創造等々大きなプラスの効果があることが明らかであり、ほとんどの先進国でも認められているにもかかわらず、依存症等への懸念による反対意見もあって、IR の実現に長い年月がかかってきました。

「取りまとめ」にある依存症等への対策は、世界最高水準のものです。IR 実施法案が速やかに成立し、こうした大きなプラスの効果をもたらすだけでなく、今まであまり対策の講じられてこなかった既存ギャンブル等への依存対策も充実できることを切に希望いたします。

2. 「取りまとめ」の根本原則に賛成

「我が国における IR の導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR 事業を認めるだけのものでもなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。」という根本原則（「取りまとめ」1 頁）に全面的に賛成します。

日本型 IR は、最もハイクラスのものとする必要があります。

3. 持続可能で、日本企業が参加する IR を

採算性の異なる各種施設から構成される IR への民間投資が促進され、かつ持続可能なものとなるよう、施設、運営、負担等々の関係項目の要件と内容について、十分な配慮と検討が必要です。IR 全体の収益のエンジンとなるゲーミングについて、必要以上に過度の規制と負担を課することは、上述 1. の大きなプラスの効果を損なうおそれがあるので、慎重であるべきです。

また、日本型 IR である以上、一部外資企業が志向するような単独型ではなく、日本企業が様々な方式で幅広く参加する形態の IR 事業者が選定されることが必要です。

II 個別意見

1. MICE の誘致は、施設の規模だけではなく、誘致のソフトの能力・体制が必要（「取りまとめ」7、11、12 頁）

「日本型 IR 全体が MICE 施設整備や誘致・開催の経済エンジンとなりうる。」のはそのとおりで、大規模な MICE 施設がある方が望ましいことも事実ですが、以下の諸点

にご注意ください。

- ・MICE 施設そのものは「ハコ」にすぎない。もっと大切なのは、地元、関連事業者、主催団体等が一体となった、語学を含む MICE の誘致・運営の能力とこれを組織化した体制である。こうした誘致・運営の体制を区域整備計画、事業基本計画等に盛り込むようにすること。
- ・MICE 施設の規模の要件を検討する際は、バックヤードがその 2~3 倍必要なこと、IR 施設全体の面積に比し過大な比率とならないことが大切。MICE の主催団体は、ハコの面積だけで開催地を決めるわけではない。

2 IR 事業者の選定においては、ショービジネスの実績、計画等も大切な要素（「取りまとめ」8 頁）

「日本型 IR において、我が国が誇るコンテンツを活かし、世界に通用するコンテンツを擁するワールドクラスのショービジネスを育てることを通じて（中略）好循環を生み出すことが可能となる。」のは、そのとおりです。そのためにも、IR 事業者の選定においては、劇場等のハード面だけではなく、まさにコンテンツ面で優れた実績と計画を持つ IR 事業者を選定するようにすべきです。

3 事業者認定が区域認定に先行することでよいが、IR 事業者について国は認定時に廉潔性等のチェックを行うべき（「取りまとめ」16、17 頁）

事業者認定と区域認定の手続きが行われて相当の期間が経った後になって、カジノ管理委員会の調査により当該事業者の廉潔性が否定された場合、一連の手続きをまたゼロからやり直すということになり大変な混乱が生じます。これは絶対に避けるべきです。認定時に廉潔性のチェックを行うべきとの（上記に関連する議論）（17 頁）は、合理的です。また、国があらかじめ IR 事業者についていわばマイナスの要件を示すとともに、カジノ管理委員会の立ち上げをかなり早くする必要があると考えます。なお、区域整備計画の中の「懸案事項への対応」（「取りまとめ」16 頁）には、当然のことながら、依存対策だけでなく、区域やその周辺地域の治安対策も含めるべきです。

4 「まずは当初の区域数の上限を検討（中略）、その後の上限数の見直しについては、効果を検証した上で行う」べき（「取りまとめ」21 頁）

この方向性に賛成です。

なお、同一の都道府県または政令指定都市内で複数の区域の認定も理論的に可能であることを明確にするとよいと考えます。

5 区域整備計画の認定の更新制は、一定期間長い期間（例えば、10 年程度）とすべき（「取

りまとめ」23頁)

この議論に賛成です。区域整備計画の認定の更新期間と「事業計画期間（例えば3年間）」（「取りまとめ」25頁）の関係はよくわかりませんが、大規模の建築物は建設だけでも何年間もかかること、また、更新されない場合の新規の事業者の選定等の手続きの期間を考えると、更新期間があまり短いのは不合理です。

6 IR事業運営形態の類型については、IR事業の一体性が確保されるかぎりにおいて、組織・運営形態はできる限り柔軟に認めるべき（「取りまとめ」34～41頁）

IR事業ほど、同一の敷地内で必要となる業種が多いものは、あまりありません。それぞれの業種の関わり方も、様々です。従って、民間事業者の創意工夫を最大限引き出してハイクラスのサービスが提供できるようにするために、IR事業の組織と運営の形態は、最大限柔軟に認めるべきです。この観点から、以下に具体的に申し上げます。

- ・「非カジノ事業については、委託契約を認可制として認めるべき」（「取りまとめ」34頁）との＜整理の考え方＞に賛成です。
- ・35頁の（業務運営委託に係るイメージ図）は、カジノ事業部門以外の事業部門について、委託を典型的な形態として記載していますが、当然、賃貸、フランチャイズ、合弁会社による運営等の形態も認めるお考えであろうと思います。
- ・37頁の（施設所有の分離に係るスキーム図）では、カジノ事業部門以外の事業部門について、委託の形態が記載されていませんが、施設所有の分離のケースにおいても当然のことながら、上記（業務運営委託に係るイメージ図）にある委託等の形態が認められるとのお考えであろうと思います。
- ・これらの（イメージ図）と（スキーム図）では、株主はA社単独となっていますが、当然、A社、B社、C社等の複数の株主が認められるとのお考えであろうと思います。また、この場合、例えばB社はX、Y、Z等の複数株主によるビーイクルであることも認められるとのお考えであろうと思います。

7 カジノ施設の面積の上限値は、絶対値ではなく、IR施設の敷地面積や延べ床面積に対する比率で定めるべき（「取りまとめ」41頁ii）

カジノ施設の面積の上限を絶対値で定めると、膨大な敷地・延べ床面積のIR施設の場合はカジノ以外の諸施設の運営が難しくなってしまう、また逆に小さな敷地・延べ床面積のIR施設の場合はカジノ施設の面積割合が過大になってしまう、というおそれがあります。従って、絶対値ではなく、比率で定めるべきです。（世界におけるカジノフロア面積の拡大傾向に鑑みると、シンガポールが過去に定めた1万5千平米は絶対的なものではありません。）

なお、「IR施設に設置するカジノ施設の数に1に制限」（「取りまとめ」42頁）する場合、喫煙・非喫煙、VIPルームなど利用者のニーズに応じた対応を認めるべきであ

ることは、いうまでもありません。

- 8 金融業務の規制は、日本人顧客があまりにも不便をこうむらないよう、合理的な範囲であるべき。（「取りまとめ」46、47頁）

依存の問題のある日本人は入場制限することを前提にすると、金融業務の過度の規制は、普通の日本人顧客には不便すぎると考えます。

- 9 「カジノ事業の（中略）一部の業務については委託を可能とすべき」（「取りまとめ」52頁）

この制度設計の方向性に賛成です。

- 10 入場回数の制限や高額の入場料徴収はやめるべき（「取りまとめ」59、61、62頁）

本人・家族の申告等により依存症の問題がある日本人の入場を制限することは、合理的ですが、何の問題もない一般の日本人の入場回数まで一律に制限することには反対です。（「一般消費者と依存リスクのある人を一緒にして入場回数制限をすることには、強い違和感を感じる。」（「取りまとめ」（上記に関連する議論）60頁）に賛成です。）

また、「高額な入場料を徴収すれば、我が国のIRの国際競争力を阻害する」（「取りまとめ」（上記に関連する議論）62頁）こととなります。

- 11 「現在の普及率を踏まえると、マイナンバーカードを使用して入場管理を行うことは現実的ではない」（「取りまとめ」61頁（上記に関連する議論））

この議論に賛成です。マイナンバーカードを使用することに反対するものではありませんが、厳格な本人特定を行うことを条件に、例えば、カジノ施設が共通で発行するIDカードも利用を認めるべきです。

- 12 青少年の健全育成に関し、カジノと既存のギャンブル等との規制の整合性が必要（「取りまとめ」64頁）

青少年の勧誘、入場等の禁止等の規制について、カジノと既存のギャンブル等との整合性を図り、ダブルスタンダードにならないようにすべきです。

- 13 「法の執行に関しては、警察当局からの必要なデータの提供等の万全の協力が望まれる」（「取りまとめ」70頁（上記に関連する議論））

この議論は、マネーロンダリング対策に関して提起されていますが、同対策だけでなく、弊害防止対策全般に関して、警察のみならず関係当局がIR事業者にも協力、支援等を与えることが望まれます。

14 納付金の水準は、法人税等の租税負担も含めて、海外との競争力を損なわない適切なものとすべき（「取りまとめ」71、72頁）

納付金を固定部分と GGR 比例部分に分ける考え方に賛成です。

具体的水準の決定に際しては、①法人税等の租税負担も含めて海外との競争力を確保する、②IR のカジノ施設以外の諸施設の望ましい投資・運営を確実なものとする、③IR 事業全体の持続的な運営を財務的にも確保する、という観点が重要であると考えます。